



## 2025年(令和7年) 第6号

過去の災害を学ぶ

11月に起きた

過去にあった災害から注意すべきことを学びましょう。

### 令和7年11月2日 山岳遭難事故（2025年）

11月2日、岐阜県の北アルプス槍ヶ岳で登山していた男女が遭難し、このうち60歳の女性が死亡しました。警察の発表では、2日午後5時40分ごろ、高山市の槍ヶ岳山荘付近で、登山をしていた56歳の男性から「天候が悪く、雪が多い。行動が難しい」と通報があり救助活動をおこなったということです。

男性は60代の女性と2人で2日から山に入り、槍ヶ岳山荘で1泊する予定でしたが、山荘の400メートルほど手前で行動が難



しくなったということです。通報の翌日、警察の救助隊らが2人を発見しました。男性は自力で歩行できる状態で見つかりましたが、女性はその2時間後に約1キロ離れた場所で心肺停止の状態で見つかりました。その後、死亡が確認されました。死因は低体温症ということです。

2人が遭難した当時、現場は雪が降っていて50センチの積雪がありました。警察は悪天候の場合、登山中は無理をせず引き返すよう注意を呼びかけています。

2025年夏期の警察庁の速報値では、7~8月で808件、917人の遭難者が出ており、過去最多を記録しています。ちなみに昨年度令和6年の山岳遭難は、発生件数2946件、遭難者3357人うち死者・行方不明者300人、負傷者1390人、無事救助1667人だそうです。

#### ★秋に山岳遭難が多いのは…

「日没が早い」「寒暖差が大きい」「道迷い・滑落・低体温症が発生しやすい」といった気象や地形的条件に加え、「落ち葉による登山道の不明瞭化」「夏より安易な油断」などが重なるためです。

#### ●気象・地形的要因

- 日没が早い→ 日が暮れるのが早くなり、下山が遅れると暗くなり、道迷いや滑落のリスクが高まる。
- 寒暖差が大きい→ 気温が急激な変化により、重ね着や着替えの準備不足は低体温症につながる。
- 天候が変わりやすい→ 天候の急変により、視界が悪化、体感温度が著しく下がったりする。
- 落ち葉による道迷い→ 登山道が落ち葉で覆われ、道が分かりにくくなります。

#### ●人為的・心理的要因

- 過信と油断→ 夏の経験を過信し、準備不足のまま登山に臨むケースがある。また、「自分は大丈夫」という油断が事故につながります。

○**登山者の行動**→ 都市近郊の低山では、10月～11月が遭難多発時期。キノコ採り目的で立ちに入る人もおり、行き先を知らずに山に入るケースが遭難につながることがある。また、疲れが出やすい下山時、スピードを上げがちになり、転倒・滑落が増加する。

#### ◎事故の主な原因

警察庁の統計によると、山岳遭難の主な原因は、「道迷い」「滑落」「転倒」が上位を占めています。  
秋はこれら3つの原因が同時に発生しやすくなります。

### ★ 身の安全の備え…安全な登山のために、事前準備と慎重な行動を心がけようにしましょう。

#### ◎登山事故が多い季節はいつか？

登山事故は年間を通して発生。特に春(3～5月)、夏(7～8月)、秋(9～11月)に多い傾向。

- ・春(3～5月)：油断による事故が多発。雪解けによる踏み抜き、道迷い、低体温症。
- ・夏(7～8月)：熱中症と雷事故が増加。水分補給不足、雷、滑落事故。
- ・秋(9～11月)：日没の早さに注意。低体温症、道迷い、滑落。
- ・冬(12～2月)：雪山登山の高リスク、低体温症、吹雪、雪崩。



#### ◎天候の急変に備える【対策】

- ・登山前に天気予報を必ず確認し、悪天候の兆候がある場合は登山を延期する。
- ・山の天候は変わりやすいため、事前に地域の気象情報や山岳予報をチェックする。
- ・霧や強風の発生に備えて、ルートを事前に把握しておく。
- ・必要な装備を整える。防寒対策(防寒着、ダウンジャケット、レインウェア)。携帯電話のバッテリー(モバイルバッテリー)、道迷いなど、遭難リスクを下げるための装備(ヘッドライト・懐中電灯、地図・コンパス・GPS)

#### ◎見落としがちな危険に注意

- ① 雪渓の踏み抜きや雪崩…雪渓を歩く時はストックで足元を確認。斜面横断の際は慎重に進む。
- ② 低体温症…休憩時には防寒着を着用する。汗をかいたら着替えをする。
- ③ 道迷い…GPSアプリを活用し、事前にルートを確認する。



#### ◎事前の計画と緊急時の対応

- 登山前には計画を立て、万が一に備えた行動指針を決めておく。
- ・登山ルートを事前に把握し、無理のない計画を立てる。
  - ・家族や友人に登山計画を伝え、万が一の際にすぐに対応できるようにする。
  - ・遭難した場合は無理に動かず、安全な場所で待機し、可能であれば警察や救助隊へ連絡する。

紹介

#### ★小平市近郊の山を紹介

小平市近郊には、八国山(はちこくやま)や荒幡富士(あらはたふじ)といった低山や丘陵地があります。また、少し足を延ばせば、高尾山などの高尾山系や、多摩湖周辺の緑地や公園なども日帰りで行ける山として人気です。

## ○八国山(はちこくやま): 小平市に隣接する東村山市にある緑豊かな丘陵地です。

東京都東村山市と埼玉県所沢市の境界に位置する、狭山丘陵の東端にある丘陵です。

かつては頂上から「上野、下野、常陸、安房、相模、駿河、信濃、甲斐」の8つの国が見渡せたことから名付けられました。現在は「八国山緑地」として整備されており、コナラやクヌギなどの雑木林が広がる自然豊かな公園です。また、スタジオジブリの映画『となりのトトロ』に登場する「七国山」のモデルとなった場所としても知られています



★「丘でも遭難はある」…標高が低い丘や低山であっても、遭難する危険性は十分にあります。むしろ、低い山の方が遭難件数が多くなる傾向があります。

今月の取り組み

11月の安全に関する取り組みを紹介します。

### ★11月4日(火)・6日(木) 登校指導



11月の登校指導です。

今月の登校指導では4日と6日の二日間実施しました。この二日間は1年生の保護者にも参加していただき、一声運動として「おはようございます」とあいさつをかけていただきました。たいぶ寒くなってきました。無意識にポケットに手を入れ、両手がふさがった状態で歩くこと、危ない面もあります。そういうことにも注意を促しています。ちょっとしたことから気を付けていければと思っています。

### ★11月18日(火) 避難訓練 不審者対応訓練

今月の避難訓練は不審者対応避難訓練を実施しました。不審者の侵入連絡が職員室に入り、教職員の対応が始まります。不審者への対応にあたる教員、生徒の安全確保、避難誘導に関する教員と分かれ行動します。全体への侵入者侵入連絡、避難連絡と放送を実施し、全校が無事に体育館へ避難を完了しました。その後、副校長より立川であった事件の話、不審者侵入時にはどのように対応するかなどのお話があり、心得や行動を確認していました。



安全を確保するためには何をすべきか、しっかりと覚え、身に付けていきましょう。

## ★不審者が侵入したたら…生徒はどうする？



### ○不審者を見つけたらすぐに教職員に知らせる

→ 近くの先生や職員室に、不審者の特徴や居場所を伝えます。

### ○大声や防犯ブザーを使う

→ 不審者に気づかれたくない場合でも、大声を出したり防犯ブザーを鳴らしたりして、助けを求める。

### ○安全な場所に避難する

→ 教職員の指示に従って、教室など安全な場所に素早く避難します。

### ○カバンなどをつかまされたら、迷わず置いて逃げる

→ 不審者がランドセルをつかんできても、無理に持ちこたえず、置いて逃げてください。

### ○冷静に対応する → パニックにならず、落ち着いて行動することが重要。

### ○学校の指示に従う → 緊急時の対応は、各学校で決められた手順に従います。

### ○身を守ることを最優先する → 無理に立ち向かわず、安全を確保することを第一に考えてください。

## 安全指導

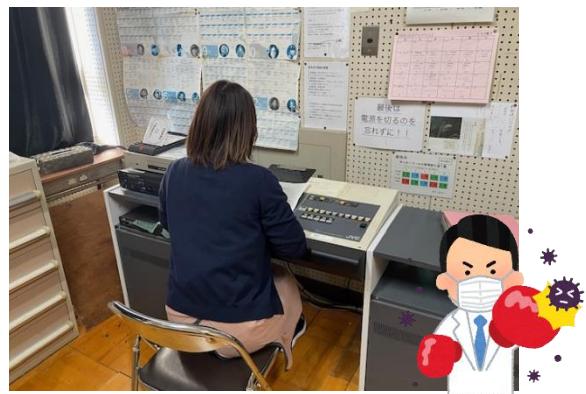
11月の安全指導を振り返ります。

### ★11月17日(月) 安全指導 感染症予防

全校朝礼の中で今月の安全指導を行いました。今回、全校朝礼は集合形式ではなく放送で行いました。

今回の安全指導は健康面でのことで「感染症の予防について」という内容で、養護教諭の先生からお話をありました。

今年のインフルエンザの流行は1か月ほど早くなっています。感染症にかかるためにどの様なことをしていけばいいか、また、どのようなことに気を付ければいいかなどの話を聞きながら確認をしていました。健康第一で過ごしましょう。



## 安全を考える

事故などに巻き込まれないためにはどうするか。

### ●自転車の違反が厳罰化されます。中学生は…

しっかり覚え  
行動に！

自転車の違反には、信号無視、一時不停止、歩道通行(指定がある場合ややむを得ない場合を除く)、並行走行、ながら運転(走行中のスマートフォン使用など)などがあり、道路交通法上の「軽車両」として扱われるため、違反行為には罰則が科せられます。

2026年4月からは、16歳以上の違反者に対し、交通反則通告制度(青切符)が導入され、反則金が課されるようになります。

中学生が自転車で違反行為をすると、まず警察官による指導警告の対象となります。違反行為が繰り返されるなど悪質・危険な場合は、14歳以上であれば「自転車運転者講習」の受講を命じられる可能性があり、児童相談所への通告が行われることがあります。高校生になると罰則がつきます。



## ★今までと違い注意すべきことは…

### 1. ヘルメットの着用が努力義務化

2023年4月1日から、すべての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。

罰則はありませんが、万が一の事故の際に頭部を守るために必ず着用しましょう。

### 2. 交通反則通告制度(通称「青切符」)の導入

2025年4月1日(予定)から、16歳以上の自転車運転者に対して、信号無視や一時不停车などの危険行為、自転車での傘差し運転など道路交通法違反に当あたり、違反する反則金が課される「青切符」制度が導入されます。自動車や原付バイクと同様に、ルール違反には厳正な処分が科されます。

### 3. 「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」の罰則強化

2024年11月1日から、全国で自転車運転中の「ながらスマホ」と「酒気帯び運転」に対する罰則が強化されました。違反すると講習を受ける必要があり、従わない場合は罰則が科されます。

下記のグラフを見てください。このグラフは内閣府が出している「自転車関連死亡重傷事故件数の推移」を示したものです。**中学生を含む19歳以下の**自転車利用時の事故は65歳以上の高齢者の次に特に多くなっています。その自転車事故の原因是、「一時不停车」「安全不確認」が5割以上を占めます。

交差点では、信号機や「止まれ」の標識がない場所でも一旦停止をして、左右を十分に安全確認しなければなりません。また、自転車も「車両」です。急には止まれない事は言うまでもありません。

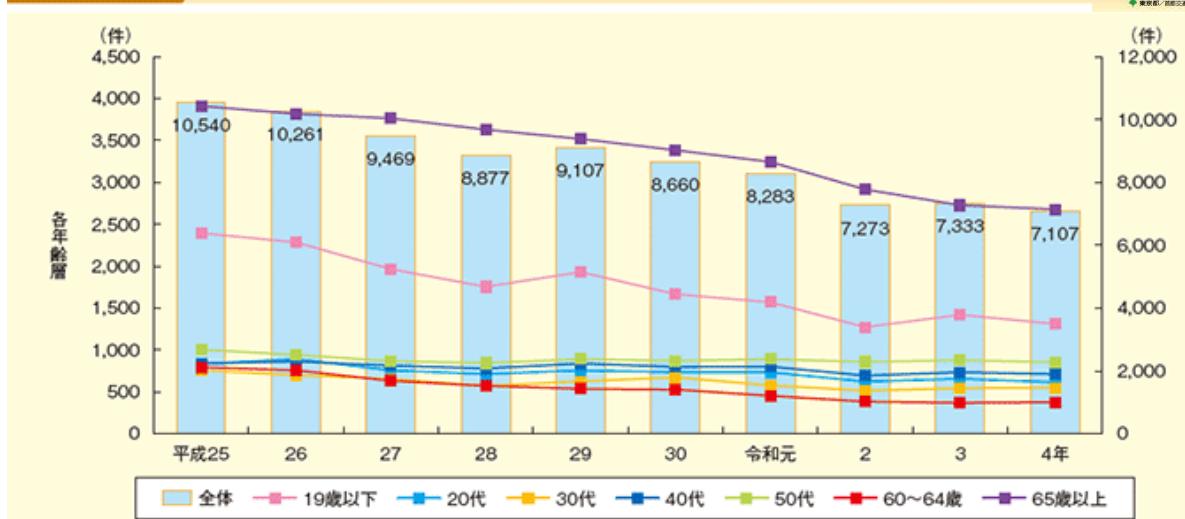
### ★交通ルールの遵守

法改正により、自転車の交通ルール違反に対する取り締まりが厳しくなりました。

常に「車両」であることを意識して、交通ルールを守りましょう。「チャリだからいいでしょ？」はもう通用ないです。自分の他人の安全のためにも。



特集 - 第1図 ▶ 自転車関連死亡重傷事故（第1・第2当事者）件数の推移（平成25年～令和4年）



※出典 内閣府ホームページより